

# 横須賀市報

号外第8号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

- 上下水道企業管理規程**
- ◇上下水道局事務分掌規程中一部改正…………… 1
  - ◇上下水道局専決規程中一部改正…………… //
  - ◇上下水道局公文書管理規程中一部改正…………… //
  - ◇上下水道局会計規程中一部改正…………… //
  - ◇上下水道局契約事務取扱規程中一部改正…………… //
  - ◇横須賀市下水道条例施行規程中一部改正…………… 2
- 消防局訓令甲**
- ◇横須賀市市民防災センター設置規程廃止…………… //
  - ◇消防職員任用規程中一部改正…………… //
  - ◇消防職員服務規程中一部改正…………… //
  - ◇消防署執務規程中一部改正…………… 3
  - ◇消防機械管理規程中一部改正…………… //
  - ◇火災予防事務処理規程中一部改正…………… //
- 議会規程**
- ◇横須賀市議会図書室規程中一部改正…………… //
- 教育委員会規則**
- ◇横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中一部改正…………… //
- 教育委員会訓令甲**
- ◇教育委員会の所管に係る公文書管理規程中一部改正… 4
- 土地開発公社公告**
- ◇平成31年度横須賀市土地開発公社事業計画について… //
  - ◇平成31年度横須賀市土地開発公社予算について…………… //

## 上下水道企業管理規程

**横須賀市上下水道企業管理規程第1号**  
 上下水道局事務分掌規程（昭和42年横須賀市水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長島 洋

第7条給排水課の部第11号中「建設改良工事」を削る。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

**横須賀市上下水道企業管理規程第2号**  
 上下水道局専決規程（平成15年横須賀市水道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長島 洋

別表第1の表法規（経営部総務課に限る。告示に係る事務処理については、各課で起案し経営部総務課へ送付すること。）の項中

1 市報登載手続	を
2 上下水道局例 規集追録発行	

1 市報登載手続	経営部総務課長 （予算に関連する 制定・改廃に	に改め、同表要綱の
2 上下水道局例 規集追録発行		

改正（注6参照）の項中「経営部総務課長」の次に「並びに経営部総務課長（予算に関連する改正に限る。）」を加える。

別表第3第1項の表支出決定の項中  
 「5万円」を「」に改める。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

### 横須賀市上下水道企業管理規程第3号

上下水道局公文書管理規程（平成21年横須賀市水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長島 洋

第22条中「総務部行政管理課」を「総務部総務課」に改める。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

### 横須賀市上下水道企業管理規程第4号

上下水道局会計規程（昭和28年水道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長島 洋

別表第1水道事業会計勘定科目表資産の部固定資産の表中

長期貸付金	返済期日が貸借対照表日から起算して1年以上の貸付金	を
長期性預金	満期期日が貸借対照表日から起算して1年以上の定期預金等	に改
長期貸付金	返済期日が貸借対照表日から起算して1年以上の貸付金	

める。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

### 横須賀市上下水道企業管理規程第5号

上下水道局契約事務取扱規程（平成19年横須賀市上下水道企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長島 洋

別表5の項中「契約」の次に「及び小破修繕工事に係る契約」を加える。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第6号

横須賀市下水道条例施行規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第2条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる設備の設置及び構造に関する基準の詳細は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

消防局訓令甲

横須賀市消防局訓令甲第1号

横須賀市市民防災センター設置規程（平成15年横須賀市消防局訓令甲第3号）は、廃止する。

平成31年4月1日

横須賀市消防長 榎 木 浩

横須賀市消防局訓令甲第2号

消防職員任用規程（昭和48年横須賀市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市消防長 榎 木 浩

別表中「勤務年数が」を「採用から」に、「〃以上の」を「〃を経過している」に、「消防士長として引き続き5年以上勤務している」を「消防士長となってから5年を経過している」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第3号

消防職員服務規程（平成25年横須賀市消防局訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市消防長 榎 木 浩

第5条第1項第1号中「、災害出場等の緊急を要する場合に」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 上司の口頭による承認を受けて出張し、出張命令簿（第5号様式）に記載したとき。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（表）（第5条第1項関係）

出張命令簿

（事務処理欄）

出張年月分		所 属		職員番号		氏 名	
年	月						
日	出張先	用 件	移動手段	備 考		復命	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	

第5号様式（裏）

出張年月分		所 属		職員番号		氏 名	
年	月						
日	出張先	用 件	移動手段	備 考		復命	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	
			公・用・車 徒・歩			口・頭 文・書	

附 則  
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第4号

消防署執務規程（昭和50年横須賀市消防本部訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市消防長 榎 木 浩

第1条中「勤務」を「執務」に改める。  
第2条第1号中「勤務、配置」を「配置（係長級以上を除く。）」に改め、同条第2号中「勤務成績の評定」を「事務分担」に改める。

第4条中「1年につき3回以上」を削る。

第7条第2項中「定期」を「必要に応じて消防局長」に改める。

第8条第1項中「署には、」を「消防署に」に改める。

第12条第1項中「受付事務は、消防局長の」を「受付勤務は、消防局長から指示があった場合に」に、「行う」を「実施する」に改め、同条第2項中「受付事務」を「受付勤務」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 署長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める場合は受付勤務を署員に命ずることができる。

第13条及び第14条を次のように改める。

（当直中の小隊出向）

第13条 署員は、地水利調査、立入検査及び署所間における事務連絡等のため当直小隊で出向した場合は、当直日誌にその旨を記載しなければならない。

2 出向に際しては、火災調査等の災害に伴う調査出向の場合を除き、隣接する署所と同時の出向とならないよう署所間で連絡調整を行わなければならない。

3 出向中は出場指令を確実に傍受するため、無線、携帯電話等の通信手段を確保するとともに、指令課との連絡を密に行わなければならない。

（署示）

第14条 署長は、署員に対して当該署における業務方針及び業務の運用基準並びに各種業務の実施方法を示すため、次に掲げる署示を発することができる。

(1) 署示甲（業務方針、各種業務の運用基準等、複数年にわたり常用するものをいう。）

(2) 署示乙（当該年度における業務の実施方法等、単年度で完結するものをいう。）

第15条中「消防局長の承認を得て」を削り、同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

（庁舎管理）

第15条 署長は、署所の庁舎及びこれに付随する施設並びに車両及び機械器具を適切に維持管理しなければならない。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第5号

消防機械管理規程（平成27年横須賀市消防局訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市消防長 榎 木 浩

第21条各号列記以外の部分中「（ホースを除く。）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、ホースの点検については、別に定めるところによる。

別表第2中「吸水用器具」を「小型動力ポンプ（谷戸対策車搭載のものを除く。）」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第6号

火災予防事務処理規程（昭和50年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市消防長 榎 木 浩

第6条第1項ただし書中「、第7項及び第8項」を「及び第6項」に改め、同項の表中

6 規則第19条の2の規定による指定洞道等敷設（変更）届		を
7 規則第16条第4号の規定による水道断水・減水届又は同条第5号の規定による道路工事届	道路工事等調査書（第9号様式）	
8 規則第19条の規定によるずい道工事等災害予防計画（変更）届		

6 規則第19条の規定によるずい道工事等災害予防計画（変更）届	に改め、
7 規則第19条の2の規定による指定洞道等敷設（変更）届	

同条第3項を削る。

第7条中「第10号様式」を「第9号様式」に改める。

第9条第1項中「第11号様式」を「第10号様式」に改める。

第10条中「第12号様式」を「第11号様式」に改める。

別表第3中

指定洞道等敷設（変更）届		を
水道断水・減水届 道路工事届 道路工事等調査書	水道断水等届書類	
指定洞道等敷設（変更）届		

指定洞道等敷設（変更）届		に
--------------	--	---

に改める。

第9号様式を削り、第10号様式を第9号様式とし、第11号様式を第10号様式とし、第12号様式を第11号様式とする。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

議 会 規 程

横須賀市議会図書室規程（昭和47年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横須賀市議会議長 田 辺 昭 人

第1条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

横須賀市教育委員会規則第7号

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月1日

横須賀市教育委員会  
 教育長 新 倉 聡  
 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する  
 規則の一部を改正する規則  
 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成  
 12年横須賀市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正  
 する。  
 第6号様式（表）を次のように改める。  
 第6号様式（表）（第7条関係）

教育課程編成報告書（中学校用）		（事務処理欄）	
（あて先）横須賀市教育委員会		年 月 日	
横須賀市立		中学校長 <input type="checkbox"/>	
1 学校教育目標			
2 授業時数			
教科・領域等	1 年	2 年	3 年
教 科	国 語		
	社 会		
	数 学		
	理 科		
	音 楽		
	美 術		
	保 健 体 育		
	技 術 家 庭		
	外 国 語		
	特別の教科道徳 選択教科		
総合的な学習の 時 間			
特 別 活 動 （学級活動）			
小 計			
特 別 活 動 （生徒会活動・学 校行事）			
独自の教育活動			
合 計			

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会訓令甲

横須賀市教育委員会訓令甲第1号  
 教育委員会の所管に係る公文書管理規程（平成22年横須賀市  
 教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。  
 平成31年4月1日

横須賀市教育委員会  
 教育長 新 倉 聡  
 第5条中「総務部行政管理課」を「総務部総務課」に改め  
 る。

附 則  
 この規程は、令達の日から施行する。

## 土地開発公社公告

横須賀市土地開発公社公告第1号  
 平成31年度横須賀市土地開発公社事業計画を次のとおり定め  
 ました。  
 平成31年4月1日

横須賀市土地開発公社

理事長 石 渡 修  
 平成31年度横須賀市土地開発公社事業計画  
 横須賀市土地開発公社は、本年度において保有土地の賃貸事  
 業を次のとおり行うものとする。  
 用地賃貸事業  
 佐原地区文教施設建設用地  
 賃貸予定面積 10,000.31 ㎡  
 馬堀海岸地区賃貸用地  
 賃貸予定面積 12,682.09 ㎡

横須賀市土地開発公社公告第2号  
 平成31年度横須賀市土地開発公社予算を次のとおり定めまし  
 た。  
 平成31年4月1日

横須賀市土地開発公社  
 理事長 石 渡 修

（総 則）  
 第1条 平成31年度横須賀市土地開発公社の予算は、次に定め  
 るところによる。

（収益的収入及び支出）  
 第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定め  
 る。

	収	入	
第1款 事業収益			37,813 千円
第1項 営業収益			37,800 千円
第2項 営業外収益			13 千円
	支	出	
第1款 事業費用			20,071 千円
第1項 販売費及び一般管理費			7,811 千円
第2項 営業外費用			12,260 千円

（資本的収入及び支出）  
 第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定め  
 る。

	収	入	
第1款 資本的収入			13,625 千円
第1項 雑入			13,625 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			8,789 千円
第1項 公有地取得事業費			8,789 千円